

米トレーサビリティ法 について



米・米加工品について、
「取引等の記録の作成・保存」と
「産地情報の伝達」
が必要です。

このリーフレットでは、米トレーサビリティ法*の概要を解説します。

(※米トレーサビリティ法：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

米トレーサビリティ法の概要について

米トレーサビリティ法は、対象事業者に対して、下記の2点を義務付けています。

1. 米穀等の取引等の記録を作成・保存すること（平成22年10月1日施行）
2. 事業者間及び一般消費者への米穀の産地、米加工品の原料米の産地伝達（平成23年7月1日施行）

目的

- ・食品としての安全性を欠くものの流通を防止する
- ・表示の適正化を図る
- ・適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とする
- ・米穀等の産地情報の提供を促進する



➡ 国民の健康保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る！

対象品目

〔米穀〕 玄米、精米、もみ、碎米

〔米加工品等〕

- ・米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調整品、米菓生地、米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類
- ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者

米穀等を取り扱う生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など

記録する事項

品名、産地^(※1)、取引数量、搬出入年月日、取引先名、搬出入場所、用途限定米穀^(※2)はその用途

※1 産地は平成23年7月1日から必要

※2 食糧法における米穀の出荷販売事業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀

保存期間

3年間（ただし、下記の商品の場合は次に掲げる期間）

- ・消費期限が付されている商品（仕出し弁当や給食など速やかに消費することを前提としたものを含む）→3ヶ月間
- ・記録を作成した日から賞味期限までの期間が3年を超える商品→5年間

産地情報

- ・産地が国内の場合→「国内産」や「国産」
（ただし、都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でも可）
- ・産地が外国の場合→「その国名」

産地が複数ある場合

- ・産地が2つ以上ある場合：原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載する。
- ・産地が3つ以上ある場合：原材料に占める重量の割合の多いものから2つ以上記載し、その他の産地を「その他」と記載できる。この場合、国産と外国産の原材料を混合している場合には、国レベルでカウントする。

産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品等を他の事業者へ譲り渡す場合に、伝票等または商品の容器・包装に産地情報を記載して伝達をする必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

伝達方法①

- ・メニューに記載
- ・店内配布チラシ
- ・店入口の立て看板
- ・ショップカード
- ・店内掲示
- 等

伝達方法②

- ・産地情報を商品へ直接記載することによる伝達
- ・産地情報が照会できるWebアドレスや電話番号等を商品に記載することによる伝達
- 等

● 米飯類を提供する場合

例えば レストランなどの飲食店営業で米飯類を提供する場合 → 伝達方法①

弁当等については、米飯類以外に対象品目(だんご等)が含まれる場合であっても、米飯類のみが対象です。

● 米穀や米加工品等を販売する場合

例えば スーパーなどの小売販売業で米穀や米加工品等を販売する場合 → 伝達方法①または②
菓子製造業で「だんご」「もち」「米菓」等
弁当屋等で「弁当類」「おにぎり」等 } を製造販売する場合

- ・客の求めに応じて包装して販売(店頭販売)する場合 → 伝達方法①
- ・事前に容器包装に入れ販売する場合 → 伝達方法①または②

こんなときは?

● 飲食店営業や喫茶店営業で、「だんご」「もち」「米菓」を提供する場合

これらについての産地情報の伝達は不要です。その場で、米飯類以外のものを提供する場合は、米飯類以外のものの産地情報の伝達は不要です。

● 結婚披露宴等で米飯類を提供する場合の産地伝達

契約し代金を支払う者、実際に食事をする者のいずれかに対し、産地情報の伝達を行うことが必要です。

記録の作成・保存について

米穀や米加工品等の取引等の記録を作成・保存する必要があります。記録は書面でも電子媒体でも可能です。

※送り状・納品書・規格書・帳簿等に記録が必要な事項が全て記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の作成・保存義務を果たしたことになります。

記録する事項

- ①品名 ②産地 ③取引数量
- ④搬出入年月日 ⑤取引先名
- ⑥搬出入場所 ⑦用途限定米穀はその用途

保存期間

- 3年間** (ただし、下記の商品の場合は、次に掲げる期間)
- ・消費期限が付されている商品 → 3ヶ月間
- ・記録を作成した日から賞味期限までの期間が3年を超える商品 → 5年間

こんなときは?

● レストランなどの飲食店営業において、スーパーで袋詰め精米を購入する場合

事業として当該米穀を使用する場合は、仕入れの記録・保存が必要です。たとえば、購入した際のレシートに産地等を記載して保存することが必要です。

● スーパーなど小売販売業において、本社で一括仕入れをする場合

米穀等の取引の記録を本社に照会すればすぐ確認できる仕組みならば、本社で一括して記録を作成することも可能です。

● スーパーなど小売販売業において、米穀や米加工品等(米粉や米こうじ等の中間原材料を除く)を取扱う場合

一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器・包装に産地が具体的に明記されている場合、伝票等への産地の記載は不要です。

違反に問われると

- 事業者間取引における記録の虚偽記載・不保持や産地情報の伝達では：
取引等の際に記録を作成しなかった場合、虚偽の記録を作成した場合、定められている期間保存しなかった場合、産地情報を伝達しなかった場合、虚偽の伝達をしていた場合等には、50万円以下の罰金が科せられます。
- 一般消費者への産地情報の伝達では：
一般消費者への産地情報の不伝達や虚偽の伝達をした場合、勧告・命令が行われることとなっています。この命令に従わなかった場合に50万円以下の罰金が科せられます。

参考ホームページ

- 農林水産省
・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律及び関連政省令等
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html
- 東京都福祉保健局「食品衛生の窓」
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

米トレーサビリティ法に関する問い合わせ先

- 農林水産省
総合食料局食糧部消費流通課 電話：03-6744-1703
関東農政局食糧部消費流通課 電話：048-740-0385
東京農政事務所消費流通課 電話：03-3214-7314
- 東京都
(製造業者・流通業者・小売業者・外食業者など生産者以外の方)
福祉保健局健康安全部食品監視課品質表示係 電話：03-5320-4408
(生産者の方)
産業労働局農林水産部食料安全課食品情報係 電話：03-5320-4883

